

平成15年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成15年11月27日

西多摩衛生組合議会

平成15年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成15年11月27日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 出席議員

1番 木原 武雄	2番 小池信一郎	3番 大坪 国広
4番 大西 英治	5番 浜中 啓一	6番 木下 克利
7番 高橋美枝子	8番 門間 淑子	9番 船木 良教
10番 森田 昌巳	11番 松山 清	12番 今林 昌茂

欠席議員

なし

正副管理者

管 理 者	並木 心	副 管 理 者	竹内 俊夫
副 管 理 者	野澤 久人	副 管 理 者	石塚幸右衛門

収 入 役 飯田 恭之

西多摩衛生組合

事 務 局 長	森田 義男	業 務 課 長	田端 元
総 務 課 長	渡辺 良郎	施 設 課 長	加藤 一夫
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町担当職員

青梅市環境部長	中里 全利	福生市生活環境部長	高橋 保雄
羽村市産業環境部長	下田 和敏	瑞穂町生活環境課長	鈴木 延男

平成15年第2回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成15年11月27日

午後1時30分

組合会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 認定第1号
平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第11号
平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）

日程第6 議案第12号
平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳） 本日は、平成15年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロであります。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成15年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。お許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成15年第2回西多摩衛生組合定例会を招集申し上げましたところ、それぞれ構成自治体におかれましては、定例議会直前ということで何かと大変お忙しい中、全員の皆様方にご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、当組合の副管理者であります青梅竹内市長が過日みごと再選を果たされました。まことにめでとうございます。組合の規約では、管理者、あるいは副管理者につきましては互選ということになっております。私といたしましては引き続き当組合の副管理者として竹内市長にご尽力を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。その旨、議会の皆様方もご了解をいただきたいと存じます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、ごみ搬入量につきましては、当初計画いたしました7万4,000トン若干増量いたしまして、本年度の搬入量を7万5,000トンと見込みました。14年度決算との比較で申しますと約1,000トン、1.3%の減となる見込みでございます。

また平成13年12月より受け入れております肉骨粉につきましては、平成14年度におきまして約2,600トン処理いたしまして、約7,500万円の収入となっております。この肉骨粉の焼却に当たりましては、国の処理基準に基づきまして適切に焼却処理ができておると考えております。

なお、本年度におきましても、国のBSE対策特別措置法の緊急対策に基づきまして、引き続き肉骨粉を受け入れ、焼却処理を実施してございまして、上半期実績で申し上げますと1,215.34トンとなっております。

次に、「フレッシュランド西多摩」につきましては、引き続き1日平均500人ほどの方に利用をいただいております。後ほど開催させていただきます議員全員協議会で詳しくご報告を申し上げさせていただきます。後ほど開催させていただきます議員全員協議会で詳しくご報告を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてほか2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会にあたりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 大坪国広議員

4番 大西英治議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第477号、平成15年11月20日付をもちまして管理者より議会あてに、平成15年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序により進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第11号、平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と日程第6、議案第12号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、監査委員及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11月27日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。一般質問の通告がございますので、順次発言を許します。

なお、質問回数は、西多摩衛生組合議会の慣例では再質問までとなっておりますので、ご承知おきください。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 通告に従いまして2項目の一般質問を行います。

まず最初に、西秋川衛生組合からのごみ搬入問題について質問します。この問題につきましては、今年2月に開かれた定例議会でも管理者の基本姿勢を問い、管理者からは廃棄物処理法に基づき適正に処理するとともに、地域住民組織との間に締結した公害防止協定を遵守していくとの答弁をいただき、心強く受けとめておりました。

しかしながら、その後も地域紙には日の出町議会が青木町長が西多摩衛生組合への合流に前向きな

発言。西秋川衛生組合で西多摩衛生組合へごみを搬入した場合の財政負担について試算を始めた。西秋川衛生の地元である高尾自治会が西多摩衛生組合への合流案を支持するなど数多く報じられるようになり、西多摩衛生組合の地元の住民の方たちからはごみの持ち込みに対して本当にそんなことがあるのだろうかという不安の声が寄せられています。

地域住民の方たちの不安の声は、5月23日に開かれた羽村市九町内会自治会生活環境保全協議会総会の席上でも出され、ここには正副管理者も全員出席されていたのでご承知だと思います。西秋川衛生組合がごみを持ち込んだ場合の財政負担についての試算を始めたとの新しい展開ですので、改めて管理者に質問いたします。

1、試算は何らかの資料に基づいてなされているものと思います。西秋川衛生及びその構成市からはどのような資料提供を求められたのでしょうか。またそれぞれにどのような資料を提供したのでしょうか。

2、このような一方的な試算が自治運営上妥当性があるのか大変疑問だと私は思っております。西多摩衛生組合と西秋川衛生組合間のみでごみ搬入の可否という重大事項が決定できるのでしょうか。

3、先ほども述べましたように、私のところにも地域住民の方たちからは不安の声がいろいろと寄せられています。衛生組合にはどのような声が寄せられているのでしょうか。

4、公害防止協定には、西多摩衛生組合に搬入するごみは青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の行政区域内から排出される可燃ごみ及び多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとすると明記されています。管理者はこの公害防止協定を遵守していくとの基本姿勢を示しておりますが、この基本姿勢は今後も変わりはないのでしょうか。

5、地域住民の方たちの不安を解消するために住民説明会を開き、管理者の基本姿勢を伝えることはできないのでしょうか。

次に、肉骨粉の焼却戸は随時減少させるよう努力すべきとの内容で質問します。平成13年12月から肉骨粉の焼却が始まりましたが、BSEの全頭検査が実施されているとはいえ、この焼却についての地域の方たちの不安の声も消えたわけではありません。衛生組合は当初の10トンから8トンに受入量を減少させてきておりますが、地域の住民の方々からは少しでも焼却量を減らしてほしいとする声もまた寄せられております。そこで質問いたします。

1、肉骨粉の今後の受入量の見通しはどのようなもののでしょうか。

2、厚生労働省は11月14日、伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全性確保についてとする通知を出し、新たに脊柱除去の規制を打ち出しました。この規制により富士化学の肉骨粉生産量がふえ、衛生組合での焼却量に影響が出るのではないかと心配しております。焼却予定量に対する影響はどのようなものなのでしょうか。

○議長（森田昌巳） 並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 8番議員のご質問にお答えいたします。

まず、西秋川衛生組合からのごみ搬入問題についての1点目、西秋川衛生組合及びその構成市町村からはどのような資料提供を求められたのか、またどのような資料を提供したのかについてであります。西秋川衛生組合からのごみ搬入問題につきましては、新聞報道によりまず情報程度しか知り得ておりません。したがって、ご質問のようなごみ搬入問題に関連した資料提供につきましては、西多摩衛生組合として西秋川衛生組合から資料の提供を求められたことはございません。

次に、2点目の西多摩衛生組合と西秋川衛生組合間のみでごみ搬入の可否決定ができるのかについてであります。西多摩衛生組合は地方自治法に基づき設立された一部事務組合でありまして、その

構成団体は西多摩衛生組合規約の中で青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の4団体と規定されております。したがって、現在の構成団体の数を変更する場合には、地方自治法に基づきまして規約の変更が必要になります。この規約を変更するには、前提要件といたしまして各構成団体の議会の議決が必要でございます。したがって、西多摩衛生組合及び西多摩衛生組合議会のみで決定することはできない問題であります。

次に、3点目の地域住民からはどのような声が寄せられているのかについてであります。羽村九町内会自治会生活環境保全協議会から、新聞報道された内容についての真偽の確認と、他団体からごみ搬入問題につきまして、新工場稼働時に締結しました公害防止協定書を遵守してほしい旨の申入書をいただいております。

次に、4点目の2月定例議会で答弁した基本姿勢は今後も変わりはないかについてであります。基本的には2月定例議会で8番議員にご答弁申し上げたとおりでありまして、変わりはございません。西多摩衛生組合の基本姿勢といたしましては、構成市町から搬入されます一般廃棄物につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理するとともに、地域住民との間に締結しております公害防止協定書を遵守し、適正な施設維持管理に努めていくこととさせていただきます。

次に、5点目の地域住民の不安を解消するために住民説明会を開き、管理者の基本姿勢を伝えることはできないかについてであります。ご質問のごみの搬入問題につきましては、新聞報道等で知り得ているのみでありまして、西秋川衛生組合や西秋川衛生組合構成市町村からは何の話も聞いておりませんし、相談も受けておりません。したがって、このような中で現在のところ住民説明会を開く考えはございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、肉骨粉の焼却量は随時減少させるよう努力すべきのうち1点目、今後の受入量の見通しについてであります。肉骨粉の焼却につきましては、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会との間で締結しております公害防止協定書に基づきまして地域住民の皆様にご理解、ご協力をいただく中で、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会との間に肉骨粉焼却についての6項目にわたる焼却条件を確約し、平成13年12月18日より焼却を開始しております。

この確約書の中では、肉骨粉の焼却状況にあわせ焼却量の減量について努力することも条件となっております。したがって、西多摩衛生組合としてはこの確約に基づき、国、東京都に対して肉骨粉の広域処理やセメント工場での焼却拡大による当組合の焼却量の減量を強く要望してきたところでございます。この結果、焼却開始当初は1日10トンを限度として受け入れをしておりましたが、平成14年12月からは1日8トンに減量するなど毎年度当組合での焼却量を減量してまいりました。

今後につきましては、富士化学の在庫量もなくなり、日量生産量のみになったことから、さらに当組合での焼却量の減量につきまして関係機関と協議調整をしているところでございます。

次に、2点目の厚生労働省医薬食品安全部通知による伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全性確保については、今後の焼却予定量に影響するかについてであります。新たに食用とすべきでない肉の部位として脊柱が追加されたことにより、富士化学においても肉骨粉の製造量が増加することが予想されます。

しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたとおり、西多摩衛生組合での受入量については、地域住民との間で確約書により1日当たりの受入限度量を確約しておりますので、受入量が増加するなどの影響はございません。

以上で8番議員の答弁とさせていただきます。

○議長（森田昌巳） 8番、門間議員。

○8 番（門間淑子） ご答弁についてもう一度お尋ねいたします。

ご答弁では新聞情報によることしか知らないのだと、資料提供は求められたことはないということですから、恐らくこの試算の根拠としているのは、今出されている公開資料から試算されているのではないかというふうに思います。こういうような独自の試算といいますか、一部事務組合の構成を揺るがすような試算というようなことは、私は自治権の侵害ではないかというふうにも思うのですけれども、管理者はどのようにお考えになりますか。

こういうような事例がかつて一部事務組合間であったのかどうかですね。先ほど5番の方で、こういう問題については新聞報道でしか知らないの、住民に対して説明会を開くこともないしというようなことでしたけれども、管理者として意見表明すべきときはいつというふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

それから、地域から、保全協の方からいろいろな声が、申入書があったということですが、組合としては地域の方からいろいろもっとほかにも声が上がっていると思うのですね。そういうことに対してどういうふうにご答えていらっしゃるかですね。申入書があったということだけではなくて、そのほかにも何かご意見はなかったのか、それに対してどのように答えていらしたのかということですか。

先ほど基本姿勢は変わらないということでしたので、本当にその姿勢でこれからもいってほしいというふうに思うのですが、一部地域紙によりますと、秋川衛生組合では正副管理者間で温度差があって、意思統一が図られていないというような報道もありますが、ただいまの管理者の基本姿勢、公害防止協定を遵守していくのだという基本姿勢は、この衛生組合での正副管理者の総意というふうにご受けとめてよろしいでしょうか。

次に、肉骨粉の方ですけれども、確かに10トンから8トンに減らしてきて、努力されてきているとは思いますが。今後の見通しについてお聞きしておりましたが、今後協議するというお話でした。しかしながら、年度ごとに量というのは決められていくはずでして、今後の見通しの具体量について、いまだ何ら方向性はないのかどうか、あるとすればどのようなことが、日程も含めて今後どういうふうに協議して、どこら辺に落していくのか、わかっている範囲でお答えいただきたいと思っております。

この件につきまして、地域の方とはどのような話し合いを今後もっていくのか、決定する時期も含めて、量との関係も含めてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（森田昌巳） 並木心管理者

○管理者（羽村市長 並木 心） 各論の再質問でございましたけれども、基本姿勢を述べたとおりでございます。正直な形でつつみ隠さず述べておりますので、包括的な答えにはなっていると思っております。基本的には西秋川衛生組合内部での問題をまずはそれぞれきちんと議論していただくというのが大前提でございますので、それらも含めて仮にどうなったということについてお答えをすべき時期でもないというふうに承知しております。

なお、細かな点につきましては局長の方から答弁させていただきます。

○議長（森田昌巳） 事務局長。

○事務局長（森田義男） まず、1点目の試算については自治権の侵害ではないかというような部分でございまして、私の方で聞いている範囲では、この西秋川の問題につきましては、新炉建設に当たってのさまざまな方向と申しますか、そういうような一つの選択肢として財政的な試算をしているのだというような、そのようなお話を聞いております。

今回のこの問題に限らず、これだけの大きなプロジェクトを計画する場合には、さまざまな選択肢

を模索していくといえますか、ベストな方策を検討するという事は、これは行政運営の一つの手法としてなされているのではないかなというふうに考えてございます。

それから、ほかの事務組合でこのようなことがあるのかということについては、私の方では承知はしておりません。

それから、2点目の地域住民からの声にはどのように答えているのかという、先ほどの答弁以外のところでございますけれども、私の方にはそのような声は寄せられておりませんが、もし寄せられたとしましたら、先ほど管理者の方からご答弁申し上げましたように、地域住民との間に締結しています協定の説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどの管理者の答弁は正副管理者の総意なのかという部分につきましては、そのとおりでございます。

それから、肉骨粉の問題でございますけれども、今後の見通しということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、現在は8トンを受け入れてございます。今後につきましてはこれを減らしていきたいというふうな方針でございまして、東京都等と調整をしているわけでございます。現在のところ約5トンぐらいにしたいなというふうに考えてございます。地域の方たちとはその辺のところも含めまして協議をしているところでございまして、私の方から地域の方には投げかけてございます。したがって、12月の初めに地域の方からそのお返事をいただけることになってございますので、現在のところそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 続いて、7番高橋美枝子議員。

○7番（高橋美枝子） それでは、通告に従いまして1項目の質問をいたします。

門間議員とほぼ同じような内容、1点目の内容でございます。簡単に質問をしたいと思います。

1ですが、表題は西秋川衛生組合構成団体のごみを受け入れる考えのないことを表明していただきたい、これが一つであります。そしてその中の一つとして、西秋川衛生組合から合流した場合の費用などについて、西多摩衛生組合に問い合わせなどはあったか、他者からの問い合わせはあったかという質問なんです。

西秋川衛生組合の議会は、11月4日の組合議会終了後、議員全員協議会を非公式で行い、その中で西秋川衛生組合高尾清掃センターごみ処理施設建設検討委員会の報告書についての説明などが行われたそうであります。

その質疑の中で、西多摩衛生組合に合流した場合と、独自に新炉を建設した場合の費用の比較表の提出が改めて求められたというように地域新聞では報じています。11月4日のこの件だけではなく、先ほど門間議員も述べていらっしゃいましたように、もう本当にずっと地域新聞ではこの西秋川衛生組合のごみの問題が本当によく出ていました。そういうようなことでして、本当に地域の人たちは大変心配をしているということです。

そういうことなのですが、西多摩衛生組合に合流した場合の費用はどのぐらいとしているのかというその比較表ですね。本当に私も見てみたいというふうに思うわけです。そしてそれと同時に、やはり人のところに入れるということで試算をしているなんてとんでもないというふうに思っているのですが、西秋川衛生組合からは合流した場合の費用などについて西多摩衛生組合に問い合わせなどはあったのでしょうかという質問です。

そして西秋川衛生組合からだけではなく、そのほかの方々からは問い合わせみたいなことはあったのかどうか、聞くところによると、やはり「いや、ごみがきてもいいじゃないか」という方もい

らっしゃるようで、そういう意味では西秋川衛生組合からではなくて、ほかの方々からそういう部分での問い合わせなどはあったかどうかということ伺います。

②として、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会のごみ受入反対についての対応についてです。地域新聞では先の記事の後にさらにこの羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、これを訳して保全協と言わせていただきますが、この保全協が西秋川衛生組合構成団体のごみ受け入れに反対する姿勢を示していることについてもその事実も確認した、西秋川衛生組合がその事実を確認したとしているのですね。保全協がごみ受け入れに反対していることについては、西多摩衛生組合が何かしらの働きかけがあったのでしょうか。あったとしたらどのようにそれを受けとめているかということ伺いたしたいと思います。

③としては、西秋川衛生組合構成団体のごみを受け入れる考えのないことを表明していただきたいという質問です。私はかつて西多摩衛生組合議員だったとき、大き過ぎる規模の焼却施設に異議を唱えて、もっと小さくするという主張をし続けてきたわけなのですね。そしてどういう主張だったかという、西多摩衛生組合は 480 トンという 1 日の、一応それが焼却できるということだったわけですが、もうそれだっけいかに大き過ぎる。どういうふうが大き過ぎるかというか、例えば人口の予測もこれからどんどん伸びていくというような、そういう予測を出した上で 480 トンというのが計算をされています。さらにごみの量も市民がもっとも減量しなければいけないのに、ごみの量がどんどんふえていくと、そういうような形で計算をしている中で、大規模な焼却場をつくってしまったという、そういうことがあるわけですね。

だからそういう意味では、本当に大き過ぎたためにこのようにごみが少ないんでしょみたいなことで、じゃうちの方のごみも扱ってみたいなことになっているというふうなことになるわけですね。でもこういう問題が起きたのは、そういう大きなのをつくってしまったという反省材料であっても、新たなごみを受け入れて、周辺住民に多大な被害や迷惑をかけていいということには絶対ならないというふうに思うわけですね。

ですからそういう意味では、ぜひとも西多摩衛生組合としてはきっぱりと、西秋川衛生組合構成団体のごみを受け入れる考えはないということを表明していただきたいと思います。表明すれば比較表なんていうことはやらないと思うのです。あちらの方々にももう余分なことはさせないという意味でも、管理者のきっぱりとした表明をここでしていただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（森田昌巳） 並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 7 番議員の西秋川衛生組合構成団体のごみ受け入れについてのご質問にお答え申し上げます。

1 点目の西秋川衛生組合からの問い合わせはあったかについてであります。8 番議員のご答弁でも申し上げましたが、西秋川衛生組合及び西秋川衛生組合の構成市町村から、西多摩衛生組合に対しましてごみ搬入問題に関連した内容の問い合わせはございません。

次に、2 点目の羽村九町内会自治会生活環境保全協議会から西多摩衛生組合に、ごみ受け入れに反対する働きかけはあったかについてであります。平成 15 年 10 月 28 日に羽村九町内会自治会生活環境保全協議会から「公害防止協定遵守のお願い」という文書をいただいております。内容は新聞報道による西秋川衛生組合からのごみ持ち込みに関する一連の記事に対し、羽村保全協として黙認できない記事であり、ついては、相互信頼のもとに公害防止協定の遵守をお願いしたいというものであります。この羽村保全協の申し入れにつきましては、西多摩衛生組合といたしましては地域住民との間

に締結しております公害防止協定書を遵守している立場に変わりはありません。

次に、3点目の西秋川衛生組合構成団体のごみ受け入れについての考え方についてであります。8番議員のご質問にもご答弁申し上げましたように、西秋川衛生組合及び西秋川衛生組合の構成市町村から地域内のごみ受け入れ問題について何の申し入れも受けておりませんし、相談も受けておりません。したがって、先ほど申し上げましたが、現段階では地域住民との間に締結しております公害防止協定書を遵守していくという考え方でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（森田昌巳） 7番議員。

○7番（高橋美枝子） 大体再質問するような内容は余りないんですが、やはり一応言われていないから何も言わないというやり方ではおかしいと思うんですよ。やはりこの議会で公害防止協定を遵守していくので、西秋川衛生組合構成団体のごみを受け入れる考えはないということをはっきり言っていただきたい、それだけをぜひともここで言っていただきたいということなのです。

以上です。

○議長（森田昌巳） 事務局長。

○事務局長（森田義男） ただいまのはっきり言う考えはということでございますけれども、先ほども8番議員のご質問にもご答弁申し上げましたように、私の方としましては西秋川衛生組合に対しましては、公害防止協定ですとか、あるいは今回の地域住民からの申入書を遵守してくださいという、公害防止協定を遵守してくださいという申入書、これらにつきましては西秋川衛生組合にこういうものが出ておりますというようなお話は私の方からしてございます。

しかしながら、当組合に対しまして、先ほど来ご答弁申し上げているとおり、正式な相談とか、あるいは要請等もございません。そのような中でこちらから意思表示する考えはないということを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で一般質問を終わります。

次に、日程第4、認定第1号、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました認定第1号、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成14年度のごみ焼却量につきましては、実績で申し上げまして7万6,105トンでございまして、前年度比較3.3%の増となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては歳入済額で36億1,739万238円でございまして、このうち約92%が構成市町の分賦金収入となっております。歳出の支出済額といたしましては、35億2,366万8,014円でございまして、予算に対する執行率は97.9%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額9,372万2,224円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が、決算の概要でございますが、平成14年度に計画いたしまして事務事業につきましては、初期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 引き続きまして、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の総括表となっております。次の4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容を記載してございます。9ページ以降につきましては付属資料となっております。決算の事項別明細書となっております。

恐れ入ります。10、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。第1款の分賦金におきましては収入済額33億3,179万5,000円で、これは3市1町からの分賦金収入で、歳入総額の92.1%を占める収入割合となっております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございます。割合で見ますと、青梅市47.37%、福生市20.78%、羽村市19.20%、瑞穂町12.65%の割合で納入をいただいているところでございます。

次に、第2款の使用料及び手数料におきましては、収入済額7,709万640円でございます。内訳といたしまして余熱利用施設「フレッシュランド西多摩」における浴場施設使用料として7,128万9,790円、体育館でございます多目的施設の167万2,850円、食堂や自動販売機等による行政財産使用料の412万8,000円となっております。

次に、第3款の繰越金でございますが、収入済額1億2,645万6,273円で、これは平成13年度からの繰越金でございます。

次に、第4款の諸収入におきましては収入済額8,204万8,325円でございます。内訳といたしましては、第1項の預金利子におきまして収入済額15万1,551円で、歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開きいただきたいと思います。

第2項の雑入におきまして収入済額8,189万6,774円で、主なものといたしまして、肉骨粉焼却受託金7,527万338円がございます。これは平成14年4月から平成14年11月までの日量10トン、翌12月からは日量8トンの肉骨粉を焼却処理しておりまして、14年度は約2,630トンの肉骨粉を焼却いたしましたところでございます。

以上、歳入における予算現額36億円に対しまして、調定額、収入済額ともに36億1,739万238円となっております。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

また、平成13年度決算との比較におきまして、約8億7,500万円の減でございます。率にいたしまして19.49%の減となっております。これは余熱利用施設建設事業が平成13年度で終了したことが主な要因となっております。

以上が歳入の内訳でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の状況でございます。まず第1款の議会費でございますが、支出済額126万9,549円、予算現額に対しまして不用額が20万4,451円となっております。主な支出といたしまして第1節報酬の101万2,499円、10節交際費の4万円、13節の委託料における議事録作成委託料の18万5,760円となっております。

次に、第2款の事務所費でございますが、支出済額2億453万5,959円、予算現額に対しまして不用額が590万41円となっております。

このうち1目一般管理費の支出済額1億8,900万4,540円の主な支出といたしましては、第2節から第4節までの職員12名分の人件費といたしまして1億2,390万8,541円を支出しております。恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

第9節旅費17万8,720円、11節需用費の433万736円につきましては、消耗品費で186万9,352円、印刷製本費で228万413円が主な支出となっております。

第12節役務費では90万9,247円、13節委託料では194万4,245円を支出しておりまして、これは会議録作成委託の23万4,000円、産業医委託の77万8,800円、インターネットホームページ修正委託の37万8,000円等が主な支出となっております。

第14節使用料及び賃借料の395万2,839円につきましては、事務機器使用料の243万9,423円、それから人事管理給与システム使用料の130万1,196円が主な支出でございます。

第18節備品購入費の352万3,212円につきましては、庁用自動車の買い替えに348万8,100円を支出いたしております。

恐れ入ります。18、19ページをお開きいただきたいと思っております。

第19節負担金補助及び交付金の4,990万800円につきましては、地元負担金4,800万円が主な支出でございます。羽村市に3,200万円、瑞穂町に1,600万円の支出をいたしております。

第2目庁舎管理費では1,553万1,419円の支出となっております。

第7節賃金では390万3,200円の支出となっております。日常清掃パート4名分と事務のパート1名分、合計5名の賃金でございます。

第12節役務費では81万1,632円の支出となっております。建物・収容品の火災保険料が主な支出となっております。

13節委託料では1,038万6,810円の支出となっております。これは法令により実施しております消防設備点検委託料、エレベーター点検委託料、給排水衛生設備検査清掃委託料などの支出となっております。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございますが、支出済額10億216万2,493円で、不用額が5,648万7,507円となっております。このうち、2節から4節までの職員19名分の人件費といたしまして1億8,565万5,246円を支出しております。

第7節賃金の730万9,800円につきましては、環境整備に従事する臨時職員5名分の賃金でございます。

第11節需用費におきまして2億7,677万2,684円の支出となっております。これは公害防止用に用いますキレート・活性炭・消石灰等の薬品類を購入した消耗品費に1億4,282万5,569円、施設稼動に要する光熱水費として支出いたしました1億2,555万4,201円が主な支出となっております。

なお、2,715万316円の不用額がございますが、これは公害防止用薬品の見直しなどをいたしまして消耗品費で約1,300万円、また光熱水費で1,100万円の不用額が生じているところでございます。

第12節役務費において、194万2,214円の支出となっております。これはプラントの火災保険料154万2,857円と、熱交換機等の法定検査の手数料12万1,820円が主な支出となっております。

恐れ入ります。22、23ページをお開きいただきたいと思っております。

第13節委託料において、1億9,373万925円の支出となっております。これはごみ焼却業務委託の8,757万円、残灰運搬委託の1,542万2,539万円、環境調査委託の1,680万円、電気設備点検委

託の 1,113 万円、中央監視設備保守点検委託 1,428 万円が主な支出となっております。

第 15 節工事請負費において 3 億 3,106 万 5,000 円の支出となっております。これは毎年行っている施設維持整備工事に 3 億 2,067 万円、緊急修繕工事の 1,039 万 5,000 円でございます、不用額の 1,948 万 8,000 円につきましては、施設維持整備工事費の契約差金で 888 万 3,000 円、緊急修繕工事で 1,060 万 5,000 円によるものでございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第 27 節公課費においては 315 万 1,100 円の支出となっております。これは「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき毎年徴収される汚染負荷量賦課金の 315 万 1,100 円の支出でございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、これは余熱利用施設「フレッシュランド西多摩」の運営に要する経費でございます、支出済額 1 億 3,825 万 4,573 円、予算現額に対しまして不用額が 796 万 1,427 円となっております。

第 2 節から 4 節までの職員 4 名分の人件費として 4,016 万 9,331 円を支出いたしております。

第 11 節需用費では 445 万 9,256 円の支出となっております。これはシャンプー類や水質管理に伴う消耗品に 678 万 4,189 円、光熱水費の 3,640 万 1,510 円が主な内訳でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 13 節委託料では 5,256 万 9,090 円の支出となっております。主な内訳といたしましては、受付及び清掃等業務委託料の 4,659 万 9,000 円が主な内容でございます。

第 5 款公債費でございますが、支出済額 21 億 7,744 万 5,440 円となっております。

1 目の元金では 16 億 7,243 万 5,265 円の支出となっております。これは平成 3 年度に借り入れました建設用地債の償還に 4,542 万 5,218 円、平成 6 年度から 9 年度にかけて借り入れました整備事業債の償還に 16 億 2,701 万 47 円を支出しております。

2 目の利子では 5 億 501 万 175 円の支出となっておりまして、余熱利用施設建設事業債として平成 12 年、13 年度に借り入れました利子の償還に 1,535 万 4,452 円、建設用地債の償還に 1,264 万 7,626 円、整備事業債の償還に 4 億 7,700 万 8,097 円を支出しております。

以上、支出合計といたしましては、14 年度は 35 億 2,366 万 8,014 円、前年度対比 8 億 4,287 万 7,000 円、19.3%の減となっております。

恐れ入ります。31 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書について説明申し上げます。歳入総額 36 億 1,739 万円、歳出総額 35 億 2,366 万 8,000 円、歳入歳出差引額が 9,372 万 2,000 円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 9,372 万 2,000 円の黒字となっております。基金繰入額はございません。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、前年度と変更はございませんので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で平成 14 年度歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

前回、臨時会において監査委員の選任同意をいただきましたが、本日、ご紹介を兼ねまして沖倉監査委員においでを願っております。沖倉強監査委員。

○監査委員（沖倉強） 監査委員でございます。それではご指名をいただきましたので、平成 14 年度

西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成 14 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る 10 月 6 日午後 1 時半から、組合会議室におきまして木原監査委員とともに管理者、収入役、事務局等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、ごみ処理施設及び住民の福祉の増進である余熱利用施設については、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認し、所期の目的を達成している。しかしながら、建設事業に要した経費は、その大半が地方債であることから、財政負担は組合のみならず構成市町においても大きな負担となってくるものであります。

長引く景気低迷等による厳しい財政状況を踏まえ、組合業務における委託料等の見直しもかなり図られるところであるが、さらに経費削減を模索し、より効率的な財政運営に努めるとともに、組合事務事業が常に適正かつ公明、公正に執行されることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成 14 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査意見についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質問が 5 項目以上に及ぶ場合は、事前に項目数について発言し、2 回に分けて質問するようお願いいたします。

何かございますか。8 番議員。

○8 番（門間淑子） 5 項目以上になりますので、分けて質問させていただきます。

最初の方ですが、決算書の方から、これは管理者にお尋ねいたします。毎回お聞きしているのですが、ただいま監査委員の方からもここに報告書が出ていますが、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況を踏まえて、組合業務における業務委託等の見直しもかなり図られているというふうにいるる書かれています。最後により効率的な財政運営というようなことも書かれています。

こういう中で、今の納税者の生活というのはだんだん非常に厳しくなっていて、新聞なんかでも自殺者がふえているというようなことがあります。公務員給与という、基本給のカットというのが始めて行われたというような経済状況の中にあって、この管理者の特別職、それから議員の特別職の報酬問題についてずっと提案しているわけですが、それぞれはそれぞれの所属自治体から固定的給与を受け取っているわけですが、一部事務組合という特性からいって、今のやはり経済状況からいけばこれでいいのか、このまま据え置いたままでいいのかというふうに思うのですけれども、これを例えば日当程度に引き下げていくというような考えは持っていらっしゃるかどうか、これは管理者にお尋ねします。

それから、決算審査の方に入っていきます。17 ページのインターネットホームページの修正委託料、

これは毎年出ているのですが、15年度は確かに新しくホームページ、リニューアルいたしまして、除いております。この修正委託というのは更新料というふうに受けとめていいのかなどうか、これはこういう金額で毎年これから計上されていくものなのかなどうかですね。この何年間かの特性といいますか、特別的な支出になるのか、継続的な支出になるのかなどうかということです。

それから、先ほどの21ページのじん芥処理費の方の不用額ですけれども、消耗品費の中で薬品等を交換したために不用額がふえたというふうに確かご説明になったと思うのですが、その薬品、これは公害を発生させないための薬品だと思うのですけれども、質的な部分で薬品それ自体がレベルアップしてきたために切り替えていったのか、それとも何らかの理由があって切り替えたのか、当然運転そのものはより安全性を高めていくために切り替えられたのだと思いますけれども、そうした薬品の内容といいますか、性質といいますか、そのあたりはどのようなふうに判断されて、どのようなふうに変わって、変わることで値段が下がったというのはそれはどのようなわけなのか、製造コストが下がったのか、それとも入札によって下がったのか、そのあたりについてお尋ねいたします。これで2問目です。

3問目ですね。次です。次の23ページなのですけれども、この中に、委託料の中に構内緑地帯整備委託料というのがあります。これは羽村と瑞穂のシルバー人材センターということで、こういうような委託はいいというふうに思うのですが、具体的に構内緑地帯整備委託というこの衛生組合の中だけなのか、それともフレッシュランド西多摩のあちらの方の整備も含めてなのか、今後こういうような整備というのはどのようなふうに、ずっと維持されていくのか、新たに何か木を植えるとか何か、そういうようなイメージといいますか、具体案をお持ちなのか。

契約差金が出ました。緊急修繕工事が行われたと思うんですが、14年度ではどのような修繕工事になって、施設維持整備工事はどのような工事だったのか、契約差金が出るのはいいことだと思うんですが、この契約差金が出た背景ですね。入札というか、契約のいろいろご努力もされているようですけれども、これだけの金額が出た背景を少しお尋ねします。

これで五つ目ですので、とりあえずここまでです。

○議長（森田昌巳） 並木心管理者

○管理者（羽村市長 並木 心） 最初の質問ですが、何回もお答えをしております。

先ほど、質問者にちょっとお聞きしますけれども、今までは二重取りではないかということでしたけれども、先ほど程度の問題とちょっとお触れになりましたので、それですともう全くゼロかというか、程度によってはそれを受け取る、対価として受け取るという話、ちょっと質問の趣旨が変わっているのかなどうか確認をしたいと思います。

するしないにかかわらず、今まで出しておりましたとおりに、この構成議会は独立した議会でございますので、その活動に対する報酬でもありますし、それから構成市町からこの西多摩衛生組合でみんなでこういう仕事をやりましょうというこの議会でございますので、一個人としての議員活動でもあると同時に、構成市町を代表してこちらに参加してきてくださっている議員としての職責もあるということで、当然それに対する報酬等々につきましてはお支払いすべきだという基本姿勢でございます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、インターネットの件につきまして私の方から回答させていただきます。

インターネットにつきましては、議員さんのおっしゃるとおりリニューアルをいたしまして、それ

が非常にわかりにくいという、展開しにくいというふうなことがございましたので、わかやすいということと、それから環境センターとフレッシュランド、別々に展開できるようなシステムに変えたということでございまして、これは一時的な経費でございまして、来年度以降については考えておりません。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方から薬品の関係についてご説明をさせていただきます。

消耗品の中に薬品類がございます。その中で特に高額を占めるのが、焼却灰の薬剤処理をする重金属固定剤という薬品がございます。これは当組合の焼却灰を、重金属を固定するために使う薬品でございますけれども、実は二ツ塚の方の処分場独自の基準と申しますか、申し合わせ事項の中に焼却灰の温度をある程度下げてくださいと、こういった約束事がございます。これはおよそ 50 度以内にしてくれないかというような申し入れがございまして、実際我々が運んでいる焼却灰、若干温度が高いというようなことがございまして、メーカーといろいろ協議をしまして、従来液体のキレートを使っておりました。そのキレートを使いますと水を多く使います。それからセメントも必要になりまして、そこで化学反応が起きて高熱が出てくると、こういった仕組みがございまして、何とか水を使わない方法にしようということで、粉体のキレートの開発をいたしました。その結果、重金属の固定もうまくいき、粉じん防止の方にも役立つということで、新しい製品ができました。結果としまして単価も安くなりまして、238 円が 108 円ということで、130 円ほど安くなっております。いわゆるレベルアップをした結果ということでございます。

それから、委託料関係の構内整備の関係でございましてけれども、これはフレッシュランドの構内全域、それから組合の構内全域、主に剪定とか草むしりとか、そういった整備をしているところでございます。すべての地域ということで、かなり広いものでございますから、瑞穂町と羽村市の方の事業団に協力を願いまして、毎回 30 人ほどの人が来て手入れをしていただいております。

それから、新たな具体案はあるのかということでございますが、フレッシュランドの方にまだ空き地が若干ございます。来年度、まだ計画なんですけれども、地域住民の方たちのボランティアというか、そういう形を取り入れまして、植栽や花を植えていく、そういうのを計画段階から意見を聞きながら地域の方々とお話をしていると、こういった状況でございます。

なお、工事関係でございましてけれども、工事関係の不用額につきましては 2 点ほどございまして、まず通常の整備補修工事、こちらの方では約 880 万円ほどの不用額が出ています。それから緊急修繕の関係でございましてけれども、本年度は 5 件の緊急修繕が発生をいたしまして、予算上では 2,100 万円ほど万が一のために計上してございますけれども、約 1,060 万円ほどの支出で不用額が出ている、こういった形でございます。

それから、通常のオーバーホールで契約に際してどうして契約差金が出るのかということでございますけれども、オーバーホールの積算の内容につきましては、当組合は東京都の積算基準等を利用しています。したがって、メーカーから出てくる人工等の差が非常に大きいわけです。メーカーから出ると例えば監督費なんかは 10 万円程度、積算基準ですと 6 万円から 7 万円、ここに 3 万円ほどの差が出てきます。当然我々は単価につきましては積算基準を使いますから、設計金額は見積り金額よりも 1 億円ほど低い結果が出てきます。そういった形で随契といえども契約担当の方で予定価格を設定します。そうするとある程度のぶぎりも発生してきますので、そういった経過がございまして、随契といえども設計金額よりも下回った形で契約をしている、こういった現状でございます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 2時50分まで休憩休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の5項目についてはよろしいですか。ほかにありますか。8番議員。

○8番（門間淑子） それでは、残りの質問をいたします。

事務報告書の方から質問いたします。53ページですけれども、ここの工事請負契約で（7）のノズルエキスパンション交換工事、それからパルス分離機交換工事、9番にありますけれども、これはどのような工事で、一定期間かならず必要なものなのかどうかということですね。

それから、2番の委託契約についてですが、競争見積りあわせという契約方法で、3社とか2社とかというふうになっていますが、中には6社とか4社というふうにありますね。この2社とか3社の場合ですね、これはどのような形で希望を、つまり2社という形では少ないのではないかというふうに思うんですけれども、ある一定の数によって見積りあわせをすれば平均値ということで妥当性が出てくると思うのですが、2社だとどっちかという形になると思うんですけれども、こういう契約にかかわってくる会社の数のバランスについてどんなふうにお考えになっていらっしゃるか、この2点お尋ねします。

○議長（森田昌巳） 業務課長。

○業務課長（田端 元） それでは、先ほどの工事請負費の内容についてご説明申し上げます。

53ページの1号炉S-4・S-5ノズルエキスパンション交換工事、これの工事内容でございます。これは1号炉の中に焼却炉、下からまず最初に一次空気と申しまして流動床をそこから突き上げる空気がございますけれども、その上の方にさらに二次燃焼装置、これを吹き込むようなところがあります。それでその口のところに継ぎ手がございまして、そのところが焼損して逆に焼却炉の中がプラス圧になると火の粉が吹でてしまうというような現象が起きますから、その継ぎ手の部分、これを交換いたしました。S4のエキスパンション、これを23個、それからS5を14個、それからそのほか付属品を交換した工事でございます。

それからパルス分離機交換工事、これにつきましては当組合の契約電力、これは東電と最大が1,950キロワット、これで契約をしております。この契約電力を超過しないために、組合の電気設備に契約電力を超過した場合自動的に負過を遮断してその範囲内におさめるような装置がございます。この制御信号を東電の計器から取っております。それで東電の計器は計量法で5年に1回これを取り替えるというような方法をとっておりますので、東電の計器、この機種が変更になったため当組合の計器交換、これを東電の機種に合うような変換器にいたしました。その一連の工事でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、競争見積りあわせの指名社数のご質問でございますが、基本的には競争入札の基準に基づきまして、1億円以上ですと10社、6,000万円以上ですと8社というふうな基準がございまして、それに基づいてやっているわけなんですけれども、1,000万円未満につきましては3社以上というふうな規則がございまして、それに基づきまして3社でやっているわけなんですけれども、エレベーターの点検委託につきましては、たまたま私どもに登録されている業者が2社でございましたので、その2社で見積りあわせをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 8番議員、よろしいですか。

○8番（門間淑子） そうするとたまたま今回2社しか登録がないからということですけども、その登録というのはこちらから呼びかけるのか、それから登録させてほしいというふうに言うてくるのか、だまっていると2社はふえないのか、だまっても2社はふえるのか、どちらなんですか。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 指名参加願いという制度がございまして、2年に一度指名参加願いという受け付けを1月ごろ実施しているわけなんですけれども、そのときに申し込みをしていただくという形になっておりまして、これはほとんどの自治体で同様の時期に実施していると思います。そのような情報の中で、私どもの方に指名参加願いという形の申し込みをいただきまして、それに基づいて私どもは必要な事業者をその中から指名をするというふうな制度でございます。

○議長（森田昌巳） ほかにございせんか。2番議員。

○2番（小池信一郎） 直接決算とはかかわりない内容になるかもしれませんが、一応これからの次年度に向け、次年以降を含めましてちょっとお伺いしておきたいところがありまして、質問させていただきます。

実は現在、非常にどこの自治体も財政難からいろいろと経費の削減というのが叫ばれておりますけれども、具体的にいわゆる人件費に当たる部分ですね。この辺がやはり非常に改善をされつつありますけれども、瑞穂町にありまして非常に人口の増加が多くて、やはり人口増加、直接負担増につながってくるものですから、そういったものを前提としましてちょっとお伺いしたいのですが、現在職員の年齢別構成比の中で、非常に高齢者といったら失礼なんですけど、54歳以上から60歳までが非常に多いんですよ、人員的には。

そういった意味も含めて、この中のいわゆる技能職というのでしょうか。いわゆるそういう技能職の専門職、最近ある自治体では職員の経費削減、人員削減という意味で、一般職員を削減する方向で、その穴埋めとして短時間雇用の専門職、これをふやしていくというふうなことを取り上げておりましたけれども、今後当組合におきまして人事その他を考えていくときに、このような考え方が取り入れられていくものかどうか、先行きどの自治体も財政、いわゆるよくなる可能性というのは非常に難しい見通しなものですから、負担金その他の軽減を図るとともに、組織の機構の改善ということで、また一方ではごみの減量化で処理するごみの量も、これはやはり目標としては年々減らしていく方向にあると思うんです。

そういった意味でいわゆる直接職員の削減、報酬の削減、こういったことで合理化を図るとともに、一方で専門職、技能職、これを見ますとボイラーとかそういった非常に、例えばよくわかりませんが、短時間労働で済むし、それから高齢になっても生かせる技能、こういったものを踏まえて今後そういう内容というか、それを考えておられるかどうか、この辺をちょっとお伺いしておきたい、そういうふうに思っています。

○議長（森田昌巳） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

実はこの新炉が完成しましたときに、職員の数でございますけれども、45名おりました。15年度、現在でございますけれども、33人でございます。したがって、12人減っているわけでございますけれども、さらに本年度4人定年退職を迎えます。したがって、来年度は29名ということになります。

後ほど全協等でご説明申し上げたいと思っておりますけれども、来年度の体制でございますけれども、その29人、欠員補充しない形でいこうかなというふうに考えてございます。それから将来的な話でございますけれども、15年度から5年間のうちに約14名の定年職員を迎えます。これをどうするかというのは一つ課題になってございます。

ただ、先ほど議員さん御指摘のとおり、非常に専門的な仕事が多くなっております。したがって、ある程度の職員を採用しながら、一方では専門職として育成していかなくてはいけないのかなという面もございます。それから短時間労働という話がございましたけれども、場合によって現在の定年退職を迎える人たちにその技術を生かしていただいて、短時間の勤務をしていただく再任用制度の導入もこれから検討していかなくてはいけない課題かなと考えております。

いずれにしても、人件費の問題といたしますか、職員の数の問題というのは来年度、私どもの方で重点的に検討してまいりたい、その結果等はまた議会の方にお諮りをしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○2 番 (小池信一郎) わかりました。

○議長 (森田昌巳) ほかに、3番議員。

○3 番 (大坪正広) 1点だけお伺いしたいんですが、事務報告書の54ページ、ここの2の項目のじん芥処理費というところに(1)でごみ焼却業務委託ということで、業者名で泰成エンジニアリングとあるんですが、ことしの確か8月15日に千葉県の八千代前市長が収賄容疑で捕まったという記事の報道があったと思うんです。それでこの金額というのは大部分は人件費なのかなと思ったんですが、人員が大体どの程度になって、現在はどうなっているのかというところを改めてお伺いしたいんですけれども。

以上です。

○議長 (森田昌巳) 島田管理課長。

○管理課長 (島田善道) 人員の関係でございますけれども、当組合の焼却業務は全部で4班ございまして、そのうちの3班を委託しております。それがこの焼却業務委託でございまして、1班当たり6名、3班ございまして18名の班の職員と、それを総括する1名の職員で、全体で19名、こういったような職員構成になっております。

それで現在は、従来と同じように19名ということでございます。業者は泰成エンジニアリングではございまして、環境テクノサービスという会社になっております。新たに入札を実施しまして、15年度については業者が変わっております。

○議長 (森田昌巳) ほかにありませんか。7番。

○7 番 (高橋美枝子) それでは質問いたします。

決算の方の13ページです。肉骨粉関係でちょっとお伺いします。肉骨粉の輸送の状況について、市民の方からなんか肉骨粉がダンプに詰め込まれてそのままの状態であるというような話を伺ったことがあるんですが、実際に肉骨粉の輸送だとか、そういうことについてどうなっているのか、どのようなことを注意してやっているのかというのを伺いたいと思っております。

2点目ですが、15ページ、16ページあたりかな。議事録作成委託料と会議録作成委託料というのがありますが、今はこういうやって管理をしていますが、その議事録などについては、議事録というか、会議録というとなんかあれなんです、一応冊子として今はつくっているんでしょうか、どうなんでしょうか。私は前、この議会にいたときに議事録などをつくって、議員には配付をしてほしいということを行ったことがあるんですが、今はどういうふうになっているのかというのを伺います。

それと3点目ですが、23ページです。23ページで工事請負費です。これを事務報告書の方で見ますと、53ページに事務報告書がありまして、すべてが随意契約で、すべてが石川島環境エンジニアリングということになっています。焼却施設そのものが石川島播磨ということになっていて、こういうことになっているんだと思うんですが、結局この合計3億円以上という形になっていますよね。他の会社ではこういう工事ができないのかという問題が一つ、この中での質問ですね。この経費というのは妥当なものなのかという場合ですね。

それと、ほかの会社だった場合、石川島播磨の焼却施設ではなくて違う会社の焼却施設の場合、やはりこういう工事請負費みたいなのが年間3億円などかかっているのだろうかということを伺いたいです。調べたことがあるかどうかというのを伺いたいです。

それと、ちょっと事務報告書の、内容はごみの搬入の問題なんですけど、事務報告書の62ページ当たりなんですけど、ちょっと単純な質問というか、幾つかあります。62ページ、63ページ当たり、そして先ほども年間のごみ搬入量は7万6,105トンですか、そういうお話があったんですね。その中で、そうだったんですけど、65ページになると、上の方なんですけど、7万8,854.76トンの焼却量になっているということで、これは何なのかなという非常に単純な質問が1点ですね。

それと、やはり前回から比べるとごみの持ち込みですね。家庭からのごみではなくて持ち込みが非常にふえているというふうを感じるんです。家庭からのごみというふうにと考えると、もう本当に平成の初めころと比べてごみがふえていないという状況があるんですけど、持込量がふえているということなんですけど、このごみの持ち込みについてはどのぐらいの、やはり減らしてほしいとか、減量してほしいとか、そういうような内容を伝えているのかどうかというのと、その持ち込みの何社であるとか、その状況などについて伺いたいです。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） まず、肉骨粉の搬入の状況ということでございまして、現在10トン車で1日、日曜を除いて毎日搬入されております。大きいトラックでございまして、先ほど確約書のお話も出しましたが、その中にも項目がございまして、拡散というか、要するにこぼれないようにしなさいというような約束がございまして、結構分厚い布製のシートを覆いまして、10トン車なんですけれども、大体8トン未満で、したがって、10トン車ですから、現在8トンになっていますから、結構隙間があります。そういった形で今までに飛散してどうのこうの、臭いがどうのこうのという形でうちの組合の方にお話があったことはありません。

それから、工事請負の随意契約というような形の中で、他の会社がやったらどうなのかというような形、直接他のメーカーに見積りを取るといったようなことはしていませんので、他の会社の状況はございませんが、他の施設、同じIHIの施設でも大垣とか甲府とか、都内にも幾つかあります。そういったところと情報交換していますけれども、およそ1炉1億円ぐらい、こういった調査、電話の対応ですけれども、調査結果が出ております。

妥当な金額であるというお話でございしますが、先ほどもご説明をいたしました。工事費の設計につきましては東京都の23区の一組の細かい設計基準を採用しております。人工等の単価もかなり低い中で積算をしておりますので、業者から取る見積りとかなりの、1億円近い金額の差が出ています。したがって、契約も設計金額以下でさらに抑えておりますので、妥当な金額であろうというように考えてございます。

なお、この件につきましては今後、職員と業者が2者間というような形でいろいろ限界もございしますので、それに金額の妥当性を確保するための新たな体制というものもこれから考えていく必要がある

かなと、こういうふうを考えております。

それから、ごみ搬入量と焼却量の違いがあるじゃないかと、確かにその数値だけ見るとそうなんです、ごみ搬入量は収集自動車のごみを捨てる時にどのぐらいの重さですということ測ります。あとピットの中に入ります。そうするとごみの中には水分量が結構多いため、実際の目方が若干ボリュームアップしていくと、こういった状況がございますので、必ずしも入った量と焼却量が一致しないと、こういう現実的な問題が出てきて、焼却量は焼却量でコンピューターによって、クレーンでつまんでどれぐらい燃やしたというデータの積み重ねをしていきますので、あくまでも実績でそういうふうになってしまうということがあるということでございます。

それと、持ち込み量がふえているのではないかとということで、減量対策はどうしているのかということでございますけれども、この持ち込み量の対応につきましては、実は構成市町の担当でございます、背景としましては東京都の条例の施行によりまして野焼きも禁止されますし、ダイオキシンの規制も12月から厳しくなっております。そういった形で民間企業でやはり設備投資がなかなか難しいということで、民間企業においてごみの分別が徹底されていると、そういったことでその中から燃えるごみが、当然事業系の一般廃棄物ということで組合に運ばれていると、こういった現状がございます。

これの対応策については、今現在構成市町の方で危惧をしております、多い業者とか、そういった分別の悪い業者については構成市町を通じて指導をしていると、こういった情報を得ているところでございます。

以上であります。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 議事録の件でございますが、議事録につきましては作成をいたしております、エレベーターの左側でございます閲覧コーナーの方に用意してございまして、そちらの方で閲覧できるような形で情報公開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 7番議員。

○7番（高橋美枝子） 議事録は一部だけあるということなんですか。先ほどもちょっと議員には配付されないのかということもお聞きしたんですが、この金額では一部しかできないのか、そうすると一部ではちょっと高いのではないかとか、いろいろ思うんですが、一部でも二部でもそんなに変わらないと思います。

○議長（森田昌巳） 高橋議員、立って質問していただくようお願いします。

○7番（高橋美枝子） そうですか。すみません。申しわけないですね。

議事録については、先ほども伺ったんですけれども、みんなに、議員に配るといようなことは検討されなかったかどうかということなんです。先ほども聞いたんですけれども、やはり議員がわざわざ閲覧をするというのではなくて、みんなにやはり毎年毎年こういうものが配られると、一緒に配っていただけたらいいのではないかなと思うんですが、その点についてはどうなのかという問題です。

石川島の関係の工事ということで、石川島関係の方が工事の請負をやっているわけなんですけれども、私は当初この施設ができたときに、一番初めから工事費というか、それが割合取られていたという経験をしているんですね。なんでこんなに建てたばかりの施設でこんなに改修工事をするようなお金をとってあるのかなとちょっとびっくりした、皆さんもそのときびっくりしたということがあるんですが、そういう意味で本当にこの工事そのものが妥当なのかどうなのかということをお伺いします。

さらに、先ほどちょっと泰成エンジニアリングの問題が大坪議員からありましたけれども、八千代市の場合、その泰成エンジニアリングに払っているお金がもうどんどんどんどん払っていったというようなことがあります、その事業をやるのに妥当な金額だったのかというチェックが非常にあいまいだったのではないかなということも含めまして、このように随意契約みたいな形で、もうこの会社と決まっている場合は一層そのチェックというのが必要なのではないかというふうに思ったんです。

そういう意味で、これからもぜひとも他社の、他社にそれができないかというようなことだとか、他社の施設ではどうかということについてぜひ検討していただきたい、そのように思います。ちょっと一応回答してください。

○議長（森田昌巳） 並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 泰成エンジニアリングのときにも答弁をさせていただきましたけれども、当組合でこれを委託しておりましたけれども、適正な価格で、そのつり上げとかそういうことはなくて厳しくやっていたというご報告と同時に、こういうことのないようにということでペナルティーも一番重くしたというふうに記憶しております。

石川島播磨のこの事業につきましても、契約の中で、きちんと厳しい条件面もこちらからも示させていただいて、きちんとした仕事をしていただく、そういうことのプロセスの中から契約をしておりますので、ご信用いただきたいと存じます。

○議長（森田昌巳） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男） 1点目の議事録の関係でございますけれども、議員さんの方に配付いただけないかということだと思いますけれども、この議会ではございませんけれども、以前の構成の議会の中でそのような意見がございまして、全協に諮りまして審議したことはございます。その中の結論としまして、あそこに、閲覧コーナーに備えてあるのだからいいんではないかというようなお答えだったというふうに記憶してございます。

したがいまして、現在みたいな体制をとっているわけでございますけれども、もしいやそうでなくてこの議会から全員に配付してくださいというようなことでしたら、私の方はそれに対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） ほかにありませんか。

○2 番（小池信一郎） いいんですか、2回目。

○議長（森田昌巳） 5項目以上にわたるのだったら、1回の質問でその中に入れてもらえばいいんですけれども。（「いや、さっき質問したから」と呼ぶ者あり）（「質問はもう終わったら、自分の質問は」と呼ぶ者あり）（「もう1点聞きたいことがあったので」と呼ぶ者あり）（「いいのかい、そんなこと、この場で、それはまずいよ」呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） それでは認めます。

○2 番（小池信一郎） 議長の許可をいただきましたので、続けてやらせてもらいます。

フレッシュランドの件なんですけれども、10月ですか、高齢者になるんですか、介護の期間がありましたね。これは一般の利用者と、それから81ページのグラフですね。正比例というか、反比例しているんで、これは介護を受ける方が利用されたんだと思うんですけれども、一般に、そのあと83ページの折れ線グラフですけれども、これを見ますとやはり平日の利用者が少ないようですね。平日利用者の、いわゆる入浴者がふえればそれだけ収益が上がってくると思いますけれども、平日利用の割引とか、それから3市1町の住民の割引パスとか、そういった面でいわゆる平日の利用者の増加を

図るような、そういうようないわゆる営業政策というのでしょうかね、そういったようなことは考えられておりますか。

私はサウナ好きでして、民間のお風呂の2カ所は割引パスを持っているんですね。これがあると非常になんか気持ちの上で行きやすい。食事まで割り引きになるんですね。そういったことで民間並みにそういう割引パスを、平日に限ってのことですけれども、そんなようなことも考えたかどうかお聞きします。

以上です。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） 2番議員さんのご質問にお答えします。

事務報告書81ページの中の表の中に、その他介護等というふうな項目で折れ線グラフがあるわけですが、こちらにつきましてはフレッシュランド西多摩、お風呂の形態は二つございまして、まず一つが大浴槽がございまして、そのほかに福祉風呂というのがございまして、こちらの方は身体障害者といえますか、体の不自由な方がご利用できるお風呂でございまして。

そのときに、その方が利用するときに1名の方を介護をつけていいよという形でこちらの方のグラフになっております。また10月、かなりの人数、折れ線グラフが上がっておりますが、こちらの上がっている状況は、82ページを見ていただきますと、その他介護等という項目がございまして。その中で10月に2,602名という数字がございまして。こちらはフレッシュランド西多摩がちょうどこのとき1周年事業ということで、10月の土曜・日曜日、無料開放を実施しております。その数字がここに載っているという形でございまして。

また来年度、利用者、平日利用が少ないではないかということで、パスなり何なり発行できないかというご質問だと思うんですが、今現在、私ども利用者の方からご希望の多い、これもちょうど全協の中で報告しようかなと思っていたんですが、来年4月から回数券につきまして検討しているわけですが、こちらの方はまだ条例審議会等にかけてまして、条例の内容を決めていくわけですが、来年2月の定例会には回数券の方もお願いしていきたいというふうに現在検討中ですので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございまして。

○2番（小池信一郎） 終わります。

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、順次発言を許します。8番門間議員。

○8番（門間淑子） 認定第1号、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

平成14年度の事務事業では、懸案であった情報公開条例が制定されたことを評価しています。また6回実施されたダイオキシン類測定結果でも、1号炉から3号炉までいずれの回も0.1ng以下の数値となり、焼却炉運転に対して努力されていることが伺えますし、平成13年12月から開始された肉骨粉の焼却についても、平成14年11月からこれまでの日量10トンから8トンへと減量し、地域住民の方たちの要望に応えるよう努力されてきたと思ひ、いずれも評価しております。

以上のような理由により、認定に賛成しますが、契約に関しては特殊な技術を要する分野の多い事務組合であっても、契約の透明性を高め、結果として歳出の抑制につながるような工夫と努力はさらに重ねていただけるよう望みたいと思ひます。

決算審査意見書には、「長引く景気の低迷等による厳しい財政状況を踏まえ」と述べられています。

今多くの人たちは失業や賃金カットに苦しみ、公務員給与も始めて基本級が削減される事態にもなっています。

このような状況にあるとき、衛生組合の特別職にある管理者や議員の給与報酬が据え置かれたままでよいのでしょうか。管理者や議員もそれぞれの所属自治体から一定の固定した給与報酬を受けていて、さらに一部事務組合から給与報酬を受けているわけです。納税者の視線は大変厳しいものがあります。一部事務組合は本来自治体がなすべく事務の協同処理という特性を踏まえた上で、西多摩衛生組合での管理者、議員の給与報酬は日当程度へ減額すべきであることを申し添えて、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定に賛成の討論といたします。

○議長（森田昌巳） 次に、12番議員。今林議員。

○12番（今林昌茂） それでは、認定第1号、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算につきまして、認定することに賛成の討論をさせていただきます。

平成14年度の決算内容を見ますと、構成市町から排出されました約7万6,000トンのごみを、これを法令等に基づきまして安全かつ衛生的に焼却処理するという本来の目的を達成しております。また焼却に伴い発生いたしますダイオキシン等の公害対策におきましても、すべての基準をクリアしているということで、適切な施設運営が行われている結果となっております。それからまた余熱利用施設につきましても、予想を上回る大勢の皆様にご利用いただき、福祉施設としての目的も達成されていると考えられます。

歳出におきましては、前年度決算と比較いたしますと8億7,500万円という、19.3%の減となっておりますが、この点については余熱利用施設の建設工事が終了したことが主な要因ではありますが、内部努力で経費の削減もされておるようでございます。

したがいまして、本決算におきましては、関連法令等に基づき適正かつ効率的な執行がなされていると思います。と言っても、しかしながら、まだ景気の先行きが見えない現在の状況が続いております。こういったことから、さらなる効率的な財政運営を図ることを期待いたしまして賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成14年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

3時40分まで休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第5、議案第11号及び日程第6、議案第12号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第11号、平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第6、議案第12号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案の説明及び内容説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第11号、平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第12号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第11号、補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,000万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億4,000万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入で余熱利用施設における使用料収入の増額、諸収入における肉骨粉焼却受託金の増額、また新たに財産収入において普通財産貸付収入を計上し、分賦金との相殺をさせていただいております。

歳出につきましては、人件費の人事配置による相殺と、退職手当特別負担金の増額、需用費、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額、余熱利用施設における喫煙ルーム設置工事等の新規計上分との相殺でございます。

次に、議案第12号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づきまして、分賦金の総額を1億3,105万3,000円減額いたしまして、34億2,910万円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第11号及び議案第12号の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（森田昌巳） 事務局の補足説明を願います。渡辺総務課長。

それでは、議案第11号、平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第12号、平成15年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第11号、平成15年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず総則でございます。第1条におきまして歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億4,000万円といたそうとするものでございます。

第2項におきまして、補正後の歳入歳出予算の総額を、第1表歳入歳出予算補正によるものといたそうとするものでございます。

恐れ入ります。4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。初めに歳入について説明申し上げます。5ページでございます。

第1款分賦金は1億3,105万3,000円減額いたしまして34億2,910万円といたそうとするものでございますが、詳細につきましては後ほど説明申し上げますので、ここでは省略させていただきたい

と思います。

第2款使用料及び手数料は、758万5,000円増額いたしまして7,209万4,000円といたそうとするものでございます。これは「フレッシュランド西多摩」の使用料でございまして、現在までの実績等を勘案いたしまして積算いたしましたものでございます。

第3款繰越金は8,372万2,000円増額いたしまして9,372万2,000円になりますが、これは14年度からの繰越金でございます。

恐れ入ります。6ページをお開き願いたいと思います。

第4款の諸収入760万円の増額は、11月までの肉骨粉の搬入実績に基づき計上いたしましたものでございます。

次の第5款財産収入214万6,000円につきましては、新規計上でございまして、瑞穂町にございます旧ポンプ場の敷地をこの5月から駐車場として貸し付けまして、資産活用いたしておるところでございます。

以上、補正合計額3,000万円を減額いたしまして、歳入合計額を36億4,000万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。7ページでございます。

歳出でございます。第2款事務所費は1,779万2,000円の増額でございますが、主な内容といたしましては、第2節から第4節までの人事異動に伴います人件費を精査いたしましたものでございます。

なお、手当のうち職員退職手当組合負担金につきましては、本年度4人の職員が退職を迎えるため、これに対する退職金の特別負担金を措置いたしましたものでございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願いたいと思います。

第3款じん荼処理費は5,070万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、11節需用費で1,524万4,000円の減額でございます。

説明欄の光熱水費1,427万1,000円の減額は、これまでの実績に基づき精査いたしましたものでございます。

第13節委託料では875万4,000円の減額でございます。このうち減額補正につきましてはいずれも契約差金でございます。

また、施設精密機能検査委託料207万6,000円は新規計上でございまして、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく検査でございまして、施設建設後初めて行うものでございます。

次の工事請負費の2,856万円の減額につきましては、三つの炉の定期補修工事額が確定いたしましたので、その契約差金となっております。

恐れ入ります。10ページをお開き願いたいと思います。

第4款余熱利用施設事業費は904万1,000円の増額でございます。主なものといたしましては、2節から4節の人件費で575万4,000円の増額は、人事異動に伴うものでございます。

15節工事請負費486万3,000円の増額でございますが、これはインターホン設置工事につきましては、浴場脱衣室と受付との緊急時連絡用のインターホンを設置しようとするものでございます。

次の喫煙ルーム設置と給茶機移設工事は、分煙を徹底するためのものでございます。

マッサージ室設置工事は、利用者からの要望にこたえるもので、運営は西多摩はり・灸マッサージ師会をお願いいたしまして、サービスを提供いたそうとするものでございます。

次の備品購入費28万2,000円の増額は、マッサージ室に備えますマッサージ台等の備品を購入いたそうとするものでございます。

恐れ入ります。12 ページをお開き願いたいと思います。

第6款予備費 613 万 1,000 円の減額は調整でございます。

以上、補正額の合計を 3,000 万円減額いたしまして、歳出を 36 億 4,000 万円といたそうとするものでございます。

以上で平成 15 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

恐れ入ります。議案第 12 号をご用意いただきたいと思います。

平成 15 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について説明申し上げます。

青梅市の分賦金は 15 億 8,103 万円、福生市は 7 億 1,766 万 4,000 円、羽村市 6 億 6,685 万 9,000 円、瑞穂町 4 億 6,354 万 7,000 円と定めるものでございます。

次に、裏面の附属資料をお願いしたいと思います。

15 年度当初予算及び補正予算の分賦金算出基礎となります構成市町の人口とごみ搬入量について説明申し上げます。基礎数値といたしまして表 2 にございます人口割合比較表で、構成組合市町の人口は平成 15 年 10 月 1 日現在の人口を採用させていただきまして、29 万 3,836 人で人口を確定させていただきました。表 3 のごみ搬入量につきましては全体で 1,000 トン、1.4%増額いたしまして 7 万 5,000 トンを見込んでおります。

このような状況を確認いただきまして、表 1 の分賦金比較表について説明申し上げます。ただいま説明申し上げました人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各項目の補正をいたしまして、構成市町の分賦金を精算いたしております。この精算結果から平成 14 年度からの繰越金を差し引いて求めたものが表 1 の平成 15 年度分賦金額となります。構成市町別に申し上げますと、青梅市が 9,312 万 4,000 円の減額、福生市が 3,093 万 6,000 円の減額、羽村市が 586 万 1,000 円の減額、瑞穂町が 113 万 2,000 円の減額となりまして、補正額は 1 億 3,105 万 3,000 円を減額いたしまして、変更後の額を 34 億 2,910 万円といたそうとするものでございます。

以上で平成 15 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、平成 15 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由並びに内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） なければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、平成 15 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び議案第 12 号、平成 15 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件については、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 15 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 00 分 閉会